# 第２回かつらぎ町地域公共交通活性化協議会

## 【書面開催】

### ◇会議次第

1. 移動円滑化基準適用除外とは（他根拠法令）
2. 議事

　　議題1. かつらぎ町コミュニティバスの車両更新に
　　伴う移動円滑化基準適用除外について

# 1.移動円滑化基準適用除外とは（他根拠法令）

■移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）第8条第1項の規定により、公共交通事業者等が車両等を新たに事業の用に供するときは、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」で定められた基準（以下「移動円滑化基準」という。）に車両等を適合させなければなりません。

しかし、車両の構造や運行の態様により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、地域公共交通会議で協議を整え地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

■移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（乗合バス車両関係を抜粋）

（乗降口）

第三十七条　乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

２　乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　幅は、八十センチメートル以上であること。

二　スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

（床面）

第三十八条　国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

２　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

（車椅子スペース）

第三十九条　乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一　車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二　車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三　車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四　車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができ

るものであること。
五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。
六 車椅子スペースである旨が表示されていること。
七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。
（優先席）
第三十九条の二 乗合バス車両に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。
（通路）
第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。
2 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。
（運行情報提供設備等）
第四十一条 乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。
2 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。
3 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。
（意思疎通を図るための設備）
第四十二条 乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。
<u>■移動円滑化基準適用除外の認定を申請することができる自動車</u>
（1）地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車（自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。）
（2）高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車
（3）幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車
（4）車両総重量5 t 以下であって乗車定員が23人以下の自動車

(5)平成12年11月14日までに道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの
(6)前各号に掲げるもののほか、その構造により若しくは運行の態様により移動円滑化基準に適合できない特別の事由がある自動車

# 議題1 ： かつらぎ町コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

**かつらぎ町と共同運行している「コミュニティバス」の運行に使用する車両について、運行事業者の和歌山バス那賀株式会社が車両老朽化に伴う車両更新を行うにあたり、バリアフリー法における移動円滑化基準の適用除外認定の申請を行うことについて、承認を求める。**

## ■コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

1.運行事業者(和歌山バス那賀株式会社)からの協議依頼

コミュニティバスの運行に使用している車両が、老朽化により本年中をめどに更新せざるを得ない状況となっています。

導入車両につきましては、本来、バリアフリー法における移動円滑化基準に適合する車両の手配を進めて参りたいところですが、当路線は幅員が狭隘な箇所が点在する区域を運行しており、大型車両の導入は困難です。また小型車両で移動円滑化基準に適合した車両の手配についても、車両市場の供給面から今回の更新時期に手配することは困難な状況であります。

これらの状況を考慮し、今回更新する車両については、平成22年度に導入した車両と同等の車両を導入し、適用除外認定を申請することについて同意を求めます。

なお、乗降に配慮を要する利用者については、乗務員による乗降時の見守りや声かけ等、実施可能な範囲でサポートすることを申し添えます。

2.移動円滑化基準の適用除外を求める条項について

運行事業者から、移動円滑化基準の以下の条項について適用除外認定の申請をすることに同意いただきたい旨の申し出がありました。

① 第37条第2項第2号(乗降口スロープ)
② 第39条(車椅子スペース)
③ 第40条第1項(通路の有効幅)
④ 第 41 条(運行情報提供設備等)

3.廃車車両および代替車両について

| | 型式 | 初度登録年 | 定員(人) | 長さ(cm) | 幅(cm) | 車両総重量 | 車両番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 廃車 | ハイエースコミューター CBF-TRH223B | 平成22年 | 14 | 538 | 188 | 2,840kg | 和歌山 200 あ－225 |
| 代替 | キャラバンマイクロバス 3BF-DS4E26 | 令和8年 | 14 | 523 | 188 | 未定 | 未定 |

4.導入時期

令和9年3月(予定)